

サステナブル調達ガイドライン

ver. 1.0

1. 目的

リョーヨーグループ（菱洋エレクトロ株式会社及び子会社）は、リョーヨーグループで働く全ての人が「VALUE and PRIDE」の行動指針に則り、持続可能な経済成長と地球規模の環境問題をはじめとする、様々な社会的課題の解決に取り組むよう「リョーヨーグループ行動規範」を制定しております。

一方で、サプライチェーン上流に位置する仕入先様及びアウトソース先様（以下、お取引先様）におかれましても、共にサステナブルな課題への解決に取り組むことへのご理解とご賛同頂くために、本書「サステナブル調達ガイドライン」を制定し、具体的にお取り組み頂きたい事項を示す事に致しました。

リョーヨーグループと致しましては、サステナビリティへの取り組みに対する体制や仕組みを構築し、関連する法規制やお客様（リョーヨーグループのお客様）要求事項への対応を含め、適切な管理と運用が行われているお取引先様との取引を希望しており、体制や仕組みが未構築または管理・運用に不備不足のあるお取引先様におかれましては、本ガイドラインの主旨及び内容にご賛同頂き、自社でのお取り組みを推進して頂きたいようお願い申し上げます。

2. 根拠資料について

本書は、サプライチェーンにおける整合性を考慮し、国連のビジネスと人権に関する指導原則に沿って、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言ならびに世界人権宣言を含む、主な国際的人権基準に由来したRBA行動規範を根拠資料として策定し、その他昨今世の中から要求されている事項を加えて策定しております。

※RBA行動規範（Responsible Business Alliance Code of Conduct）

電気電子機器（エレクトロニクス）産業またはそれらが主な部品である産業およびそのサプライチェーンにおいて、労働環境が安全であること、労働者が敬意と尊厳を持って処遇されること、さらにその事業活動が環境に対し責任を持ち倫理的に行われることを確実にするための基準を定めたもの。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、リョーヨーグループに対して製品またはサービスをご提供頂く、全てのお取引先様に適用致します。既に RBA 行動規範に準拠した行動規範を策定し、実践されているお取引先様におかれましても、今一度本ガイドラインの内容確認をお願いすると共に、管理・運用の維持及び必要に応じて継続的な改善をお願い致します。

4. お取り組み頂きたい事項

次の A～I の項目について、自社の事業活動においても策定し、適切な管理・運用をお願いします。

A. 働く人の権利

(1) 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いない。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る。就労を希望する方に対して主な雇用条件を雇用前に書面・口頭で説明し、就労する場合は労働契約を締結する。労働者の個人的なパスポートや運転免許証などの身分証明書の原本を保管しない。また、労働者の就業時間以外の行動について何ら制限や規制をしない。

(2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童への労働と、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある業務には従事させない。実習生、インターンには法定賃金以上の賃金を支払う。

(3) 労働時間への配慮

働く人の当該地域で定められている法規制上の限度を超えて労働させず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する。

(4) 賃金および福利厚生

働く人への報酬(最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む)に、適用されるすべての法規制を順守する。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金(生活賃金)の支払いに配慮し、懲戒処分として賃金を控除することをしてはならない。賃金支払の際は、適正な源泉徴収を行うと共に、給与証明書を交付し、税金・保険などの給与控除の明細を確認できるようにする。

(5) 非人道的な扱いの禁止

働く人の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を禁止する。

(6) 差別の禁止

人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性と性表現、民族または国籍、障害の有無、妊娠、出産、育児、宗教、所属政党、所属組合であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、または結婚歴による、採用、解雇、雇用慣行、妊娠・医療検査に対する差別を禁止する。また、働く人の宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する。

(7) 結社の自由、団体交渉権

働く人の当該地域の法規制を順守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての働く人の団結権を尊重し、これを理由とした不平等な扱いをしない。

B. 働きやすく、安全で衛生的な職場環境

(1) ダイバーシティ&インクルージョン、ワーク・ライフ・バランス

ダイバーシティ&インクルージョンと、ワーク・ライフ・バランスを両輪において推進し、多様な人材が能力を最大限に発揮できる企業風土を醸成する。働く人が各々の能力を最大限に発揮できる人事制度の構築、働く人の個性を尊重したキャリア形成や能力開発の支援、仕事と子育て・介護・治療などの両立に向けて柔軟な働き方が可能となるような制度を整備する。

(2) 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親へ、合理的な配慮を行う。

(3) 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故・パンデミックなどの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、働く人および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置し、災害時にその行動がとれるような教育・訓練と設備の点検を定期的に行う。

(4) 労働災害および疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、応急処置の手順を明確にして救急備品を備え置くなど、適切な予防対策および是正措置を講じる。

(5) 産業衛生

働く人が職場における有害な生物的・化学的・物理的な影響に曝露するリスクを特定・評価し、必要な許認可等を取得して適切な管理を行う。

(6) 身体に負荷のかかる作業

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する。

(7) 機械の安全対策

働く人が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、必要な許認可等を取得して適切な安全対策を実施する。

(8) 施設の安全衛生

働く人が生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する。また、施設には個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する。

(9) 安全衛生のコミュニケーション

働く人が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を働く人が理解できる言葉・方法で提供する。また、働く人から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築する。

C. 環境への取り組み

(1) 環境許可と報告

事業拠点の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、環境当局へ登録・報告する。

(2) 汚染防止と省資源

必要に応じて汚染物質の排出を最小限に抑え、または除去する。同様に、必要に応じて水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源の使用を抑えるよう取り組む。

(3) 有害・危険化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して害や危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

(4) 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。

(5) 大気への排出と騒音管理

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減し、騒音を抑えるための適切な対策を実施する。

(6) 製品含有化学物質の管理

製品及び副資材に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制およびお客様の要求を遵守する。

※別途、当社制定の「グリーン調達ガイドライン（製品・副資材）」をご参照下さい。

(7) 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の使用・排出をモニタリングし、節水する。同様に廃水を排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施する。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う。

(8) エネルギー消費および温室効果ガスの把握と排出削減

エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の把握と継続的な削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献する。必要に応じてリョーヨーグループ及びお客様へ、温室効果ガス排出量の報告を行えるようにする。

(9) 生物多様性の保全

気候変動・オゾン層破壊・酸性雨・森林破壊・砂漠化など、地球規模の環境問題を認識し、またこれらが与える生態系サービスに危惧される影響について、地域社会・取引先・従業員等の様々なステークホルダーと連携・協力し、生物多様性の保全に努める。

D. 公正取引・倫理

(1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領などを一切許容しない。

(2) 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段を、直接間接を問わず、約束・申し出・許可・提供・受領を禁止し、定期的に監視する。

(3) 情報の開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働・安全衛生・環境活動・事業活動・組織構造・財務状況・業績に関する情報を積極的に開示し株主や取引先等のステークホルダーとの対話に努める。記録の改ざんや虚偽の情報開示を一切許容しない。

(4) 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う。また、お客様および自社のお取引先様などの第三者の知的財産も保護する。

- (5) 公正なビジネス、適切な輸出管理、広告、および競争
公正な事業、適切な輸出管理、広告、競争を行う。
- (6) 通報者の保護
違反や問題点の通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。
- (7) 責任ある鉱物調達
取扱い製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する。
- (8) インサイダー取引の禁止
職務上知り得たインサイダー情報を利用して、その公表前に自社または他社の株式等の有価証券の売買を禁止する。また、その情報を業務上必要と認められる第三者以外に知らせることを禁止する。
- (9) 反社会勢力への対応
市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力および団体等に対しては、毅然とした態度で臨む。

E. 品質・安全性

- (1) 商品の安全性の確保
取り扱う商品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保し、持続可能な経済成長と地球規模の環境問題の解決に寄与する設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす。
- (2) 品質管理
商品の品質に関して適用される、すべての法規制を順守するとともに、自らの品質基準、リョーヨーグループ及びお客様の要求事項を順守する。自らの品質基準、合意した要求事項は、契約書、要求事項を記した仕様書等で文書化し記録保存する。
- (3) 正確な商品情報の提供
商品に関する、正確で誤解を与えない情報を提供する。

F. 情報セキュリティ

- (1) サイバー攻撃に対する防御
サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。
- (2) 個人情報の保護
自社のお取引様、リョーヨーグループ、お客様、消費者、株主、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切な取得・移送・利用・保管・廃棄により管理・保護する。
- (3) 機密情報の漏洩防止
自社のみならず、自社のお取引様、リョーヨーグループ、お客様等の第三者から受領した機密情

報を、適切に管理・保護する。

G. 事業継続計画

事業継続を阻害するリスクの特定とそれを評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定する。

H. サプライヤー管理

自社のお取引様に対しても、本ガイドラインに基づく要求事項を伝達し、リスクの評価とコミュニケーションに努め、サプライチェーン管理を行う。

I. マネジメントシステム

本ガイドラインの内容に関してマネジメントシステムを構築し、業務および製品に関連する法規制およびリョーヨーグループやお客様要求事項の遵守、本ガイドラインへの適合、および本ガイドラインに関連した運用リスクの特定と軽減を行い、継続的改善を促進する。

また、マネジメントシステムには以下の項目を含む。

- ・リーダーシップ、コミットメント、方針
- ・組織の役割、責任及び権限
- ・法的およびお客様の要求事項
- ・リスク及び機会への取り組み
- ・目標及び計画策定
- ・力量
- ・コミュニケーション
- ・監査および評価
- ・是正措置プロセス
- ・文書化と記録

5. お問い合わせ先

菱洋エレクトロ株式会社 CSR部

TEL : 03-3546-0802

FAX : 03-3545-5007

E-mail : ryoyo_csr@ryoyo.co.jp

6. 制定・改訂履歴

日付	版	改訂内容
2022年11月1日	V01	初版制定